

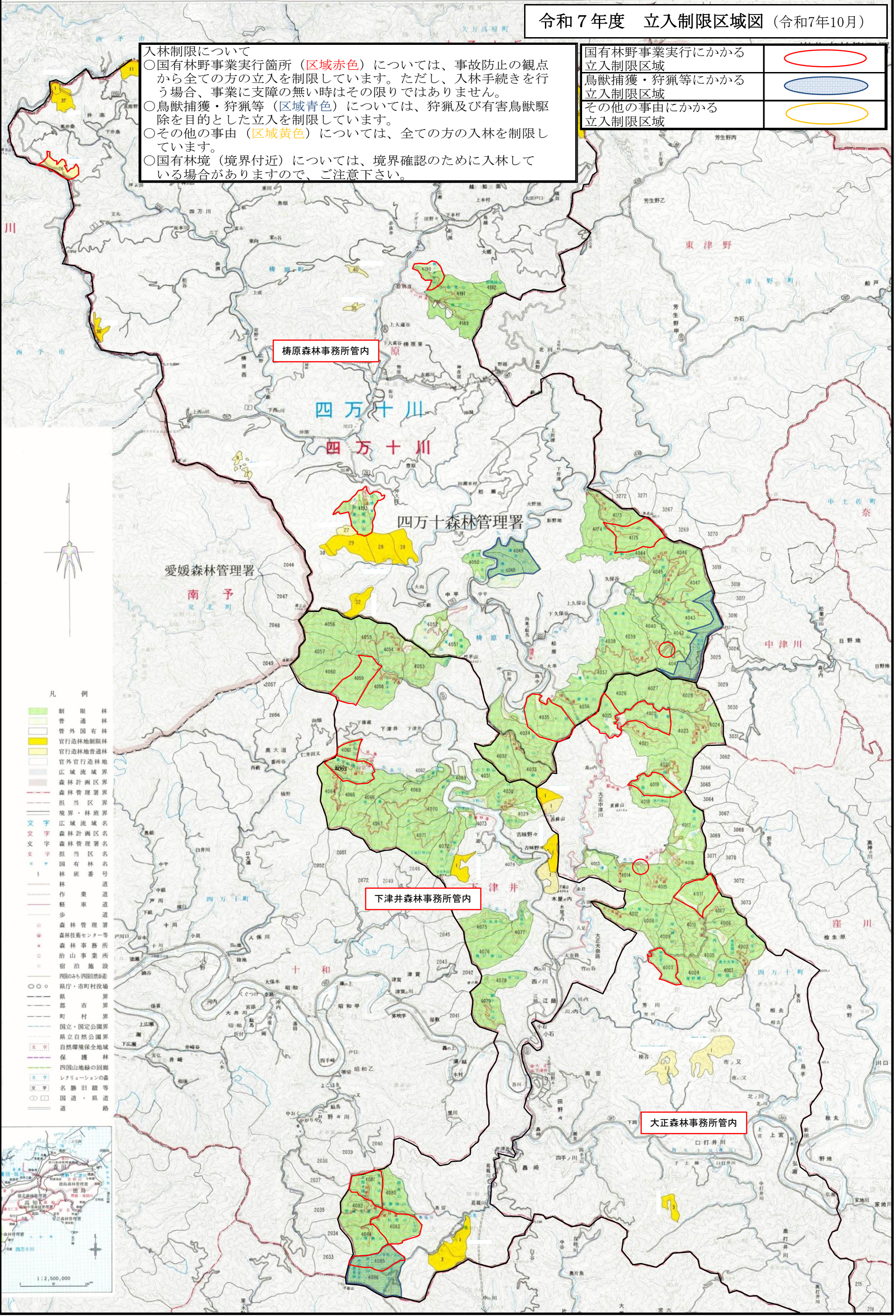
令和7年度

立入制限区域図 (令和7年10月)

入林制限について

- 国有林野事業実行箇所 (区域赤色) については、事故防止の観点から全ての方の入林を制限しています。ただし、入林手続きを行う場合、事業に支障の無い時はその限りではありません。
- 鳥獣捕獲・狩猟等 (区域青色) については、狩猟及び有害鳥獣駆除を目的とした入林を制限しています。
- その他の事由 (区域黄色) については、全ての方の入林を制限しています。
- 国有林境 (境界付近) については、境界確認のために入林している場合がありますので、ご注意下さい。

国有林野事業実行にかかる 立入制限区域	
鳥獣捕獲・狩猟等にかかる 立入制限区域	
その他の事由にかかる 立入制限区域	



凡 例

- 制限林
- 普通林
- 管外国有林
- 官行造林地制限林
- 官行造林地普通林
- 官外官行造林地
- 広域流域界
- 森林計画区界
- 森林管理署界
- 担当区界
- 境界・林班界
- 広域流域名
- 森林計画区名
- 森林管理署名
- 担当区名
- 国有林名
- 林班番号
- 道
- 作業道
- 軽便道
- 歩道
- 森林管理署
- 森林技術センター等
- 森林事務所
- 治山事業所
- 宿泊施設
- 四国のみ四国自然歩道
- 県庁・市町村役場
- 県界
- 市界
- 町界
- 村界
- 国立・国定公園界
- 県立自然公園界
- 自然環境保全地域
- 保護林
- 四国山地縁の回廊
- レクリエーションの森
- 名勝旧蹟等
- 国道・県道
- 道

